

## 入学料免除及び徴収猶予に関する規則

### 国立大学法人和歌山大学入学料免除及び徴収猶予に関する規則

制 定 昭和50年12月23日

全部改正 平成15年 5月30日

最終改正 令和 5年 6月23日

(総則)

第1条 入学料の免除及び徴収猶予の取り扱いについては、他に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 この規則の適用を受ける者は、大学院の研究科に入学する者及び学部または学環(以下「学部等」という。)に入学する者とする。

(免除の対象)

第3条 大学院の研究科に入学する者(科目等履修生、研究生を除く。)のうち、次の各号の一に該当すると認められる者は、入学料免除の対象とすることができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 前号の規定に該当しない者で、入学前1年以内において入学者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる場合で学長が相当と認める事由がある者

第4条 学部等に入学する者(科目等履修生、研究生を除く。)のうち、次の各号の一に該当すると認められる者は、入学料免除の対象とすることができる。

- (1) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け納付が著しく困難であると認められる者
- (2) 前号に準ずる場合で学長が相当と認める事由がある者

(入学料免除の額)

第5条 入学料免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

第5条の2 国立大学法人和歌山大学教育学部附属学校内地研修員派遣規程(以下「内地研修員派遣規程」という。)に基づき、和歌山大学大学院教育研究科において内地研修員として研修を行う和歌山大学教育学部附属学校の教員(以下、学生に含める。)が、入学料の免除を申請し、選考の結果、全額免除者となった場合は、入学料の全額を免除する。ただし、選考の結果が半額免除者となった場合は、内地研修員派遣規程第9条の規定により入学料の半額を免除しているため、当該規則による半額免除は行わないものとする。

(入学料の徴収猶予)

第6条 第3条又は第4条の該当者で入学料免除を願い出た者及び第7条の該当者で入学料徴収猶予を願い出た者は、許可あるいは不許可の決定があるまで入学料の徴収を猶予する。

2 入学料免除を願い出た者又は入学料徴収猶予を願い出た者は、所定の期日までに申請書を提出しなければならない。

(入学料徴収猶予の対象)

第7条 大学院の研究科に入学する者及び学部等に入学する者のうち、次の各号の一に該当すると認められる者は、入学料徴収猶予の対象とすることができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

## 入学料免除及び徴収猶予に関する規則

(2) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け納付が著しく困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(入学料免除の許可)

第8条 入学料免除の許可は、所定の期日までに受理した本人の申請に基づき和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て学長が行う。

(入学料徴収猶予の許可)

第9条 入学料徴収猶予の許可は、所定の期日までに受理した本人の申請に基づき委員会の議を経て学長が行う。

2 第3条又は第4条の該当者で入学料免除を申請する者は、入学料徴収猶予を併せて申請したものとする。

3 半額免除者又は不許可となった者のうち入学料徴収猶予を許可されたものについての猶予期限は、第10条第1項に規定する期日まで入学料の徴収を猶予する。

4 不許可となった者（前項に規定する者を除く。）は、不許可の通知を受けた日から起算して14日以内に入学料を納付しなければならない。

(入学料徴収猶予期限)

第10条 第9条により入学料徴収猶予の許可を受けた場合の猶予の期限は、入学年度の7月末日までとする。ただし、入学年度の7月末日が日曜日に当たるときは前々日まで、土曜日に当たるときは前日までとする。

2 前項の期限内であっても、入学料が納付できる状態となった場合は、申し出て入学料を納付することができる。

(申請の手続)

第11条 入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書（所定の様式）

(2) 学資負担者の死亡による場合は、死亡を証明する書類

(3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、居住地の市区町村長の罹災証明書

(4) その他本学が必要と認める書類

(死亡等による免除)

第12条 第6条の規定により入学料免除又は入学料徴収猶予を願い出た者が、入学料を納める前に死亡したことにより除籍となった場合は、入学料の全額を免除する。

2 徴収を猶予した期間の入学料に係る延滞金及び入学料を納付しないことにより除籍された場合の必要な手続期間の入学料に係る延滞金は、免除する。

(この規則等により難い場合の措置)

第13条 特別の事情により、この規則による手続が困難となった場合は、学長の承認を得て別段の取扱いを行うことができる。

## 附 則

この改正規則は、平成15年5月30日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第144号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 入学料免除及び徴収猶予に関する規則

- 附 則（平成17年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第459号）  
この改正規則は、平成17年10月28日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
- 附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1088号）  
この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 附 則（平成24年12月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1363号）  
この改正規則は、平成24年12月28日から施行する。
- 附 則（平成28年1月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1729号）  
この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年12月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1872号）  
この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2136号）  
この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2285号）  
この改正規則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2635号）  
この改正規則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。